

富加町社会教育施設利用再開における新型コロナウイルス

感染拡大防止ガイドライン

令和2年7月1日

(改訂)令和2年11月1日

(改訂)令和3年5月1日

富加町教育課教育係

タウンホールとみか

1. 趣旨

富加町社会教育施設における利用制限の緩和(再開)と感染拡大防止対策に関する方針を策定し、この方針をもとに各施設において感染拡大防止対策を徹底する。

2. 利用制限(以下に該当する者の利用を認めない)

- ・37.5度以上または平熱比1度超過の発熱がある者
- ・息苦しさ(呼吸困難)や強いだるさがある者
- ・軽度であっても咳、咽頭痛等の症状がある者
- ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者と濃厚接触がある者
- ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある者
- ・その他、富加町教育委員会にて利用の制限が必要と判断した者

3. 感染防止対策

- ・利用責任者は利用者全員の体調を把握すること。
- ・施設利用前後の手洗い、手指の消毒を徹底して行うこと。
- ・活動中はマスクを着用すること。
- ・利用者間の身体的間隔は2メートル程度を目安に確保すること。
- ・複数の窓・ドア等を開けて30分に1回以上の換気を行うこと。
- ・施設内での飲食は原則控えること(水分補給等を除く)。
水分補給等の際は飲み物・コップの共有はしない。
- ・施設利用時に出たごみは袋等で密閉し持ち帰ること。
- ・対面での会話は最小限にすること。
- ・利用責任者は利用日ごとに名簿を作成すること。
ただし、代表者が利用者全員の連絡先を把握している場合には作成不要とする。
- ・利用責任者は施設利用後に「施設利用チェックシート」に必要事項を記入し、施設管理者に提出すること。
- ・施設利用後は施設の清掃及び共用備品(机、椅子等)、手すり、ドアノブ等の利用者が触れた部分の消毒を必ず行うこと。

- ※備品の消毒は、施設に設置されている備品消毒セットを用いること。
 ・鍵の借用及び返却は利用責任者が行うこと。

4. 対象施設

- ・施設を下表のとおり人数制限を設け、段階的に再開する。

| 施設名 | | 人数制限 | |
|-----------|------|-------|--------------|
| タウンホールとみか | 大ホール | 舞台客席 | 280 |
| | | 舞台 | (舞台・客席の合計人数) |
| | | 講師控室 | 2 |
| | | 楽屋1 | 3 |
| | | 楽屋2 | 3 |
| | | 相談室1 | 3 |
| | | 相談室2 | 3 |
| | | 小ホール | 45 |
| | | 会議室 | 6 |
| | | 和室 | 15 |
| | | 視聴覚室 | 12 |
| 南公民館 | | 第1和室 | 10 |
| | | 第2和室 | 10 |
| | | 第3和室 | 10 |
| | | 講義室 | 15 |
| | | 中会議室 | 30 |
| 西公民館 | | 和室 | 20 |
| | | 洋会議室 | 20 |
| | | 調理室 | 10 |
| 東公民館 | | 和室 | 20 |
| | | 洋会議室 | 20 |
| | | 調理実習室 | 10 |

※令和3年5月1日より西公民館調理室及び東公民館調理実習室の利用を再開するが、調理後の飲食等、調理室を含む全施設内での飲食(水分補給を除く)は控えること。

5. 合唱サークル・カラオケ教室等の活動について

岐阜県が策定している「コロナ社会を生き抜く行動指針」において「特に留意が必要」とされ、以下の通り記載されていることを留意のうえ、活動すること。

- ・大声または大人数での歌唱、声援行為は、屋外または、少人数毎に分けて行うこと。
- ・歌唱者同士、または歌唱者とそれ以外の者との間隔を2メートル以上確保すること。
- ・円陣になる等、互いに対面した歌唱、声援行為を禁止する。
- ・活動中以外はマスクを着用すること。
- ・歌唱が終わるたびに頻繁に換気すること。
- ・レッスンとレッスンの間隔は、換気・清掃等を十分に行えるだけの時間を設けること。

6. 図書室について

- ・利用可能時間は選書のための閲覧を含め、入室から1時間程度とする。
- ・本の貸出しは個人カード1枚につき、図書20冊、雑誌5冊を上限とし、貸出期間は3週間とする。
- ・学習室の利用は禁止とする。
- ・入室し図書貸出サービスを利用しなかった場合には、備え付けの利用者名簿に氏名、居住市町村、連絡先を記入すること。